

# 福島県職員（土木・建築職）案内パンフレット・ポスター製作等 業務委託仕様書

## 1 業務の名称

この業務は、福島県職員（土木・建築職）案内パンフレット・ポスター製作等業務委託（以下、「本業務」という。）と称する。

## 2 目的

土木技術を有する受験者層（高校生、大学生、社会人等）に対して訴求力のある福島県土木系技術職員案内用パンフレット・ポスターを製作し、土木系技術職員の広告効果を強化することで、本県土木系技術職員採用選考の受験者増を目指し、福島県で活躍できる人材の確保に資する。

## 3 委託業務の範囲

- （1）福島県職員（土木・建築職）案内用パンフレットの企画、デザイン、写真・動画撮影、判下ファイルの制作及び印刷
- （2）福島県職員（土木・建築職）案内用ポスターの写真撮影、判下ファイルの制作及び印刷
- （3）別途業務にて構築する福島県職員（土木・建築職）募集ポータルサイトの基本デザインの作成

## 4 委託内容及び留意事項

- （1）基本的な考え方は、以下のとおりとする。

ア 訴求対象は、土木系の技術を有する就職適齢者（10代後半から30代前半）を主な対象とするほか、受験者数の拡大を図るため、パンフレット・ポスターを見た全ての人を対象とする。

イ 福島県の土木系技術職として働く魅力をアピールし、福島県職員としての就職の動機付けにつながるものとする。

ウ パンフレット及びポスターについては、以下の内容を基本とする。

- ①パンフレットは横型の長辺二つ折りとする。ポスターは縦型とする。
- ②パンフレットの表紙及びポスターについては、キャッチコピーとして「#土木部プライド」を使用する。キャッチコピーは立体的な視覚効果のあるデザインとする。（立方体の側面に文字が表記されるタイポグラフィデザインなど）。デザインの下部には本県職員の写真をイラスト化したデザインを配置し、見る人に興味・関心を与えるものとする。なお、背景の基本色については、高彩度トーン又は黒系の色とし、目にとまりやすい色合いを工夫すること。

③パンフレットの中面については、各課の業務内容と受験者が必要とする内容のQ&A、職員へのアンケート結果、職員の働く環境（1年目の動き）、関係市町村との立ち位置等を掲載する。

④パンフレットの裏表紙については、上部に勤務条件や試験実施状況などの採用情報を掲載し、下部には採用までのスケジュールを可視化して掲載するほか、先行試験枠やインターンについての情報についても掲載する。

⑤ポスターのデザインについては、基本的にパンフレットと同一のテーマとする。

エ ポータルサイトについては、以下の内容を基本とする。

① 「#土木部プライド」福島県（土木・建築職）職員募集サイトの更新デザインを作成すること。

対象サイト : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/dobokubu-pride/>

② 更新するデザインはトップページ及び共通ページのヘッダー及び背景とし、パンフレット表紙及びポスターのイメージを基にすること。

③ スマートフォン及びタブレットのページにも対応したデザインとすること。

④ 別途業務にて構築する CMS において反映可能な構成及びデザインとすること。

オ 写真やイラスト、図表等を活用し、掲載内容を視覚的かつ効果的に分かりやすく訴える提案を行うこと。

カ ポータルサイトに掲載する土木系技術職のやりがいを訴えかける内容や、仕事・生活に関するインタビュー等の内容について、30秒～1分程度のショート動画（4本）を作成する。

（2）上記（1）に記載の内容を基本として、受託者は福島県土木企画課担当者の意見を取り入れながら製作する。

（3）福島県担当課の直通電話番号、ホームページアドレス（QRコードを含む）、福島県公式Xアカウント（QRコードを含む）を掲載すること。

（4）製作に必要な写真は、発注者が提供するもの以外は、原則として受託者において撮影すること。なお、県職員及び県有施設内外を撮影する場合は、事前に福島県土木企画課担当者に連絡して許可を受けること。

（5）写真撮影は、高画素一眼レフ等の高機能機材を使用すること。

（6）製作に当たっては、商標権の侵害等に注意すること。

## 5 規格・仕様

### （1）パンフレット

① 規格 A4版、4ページ、多色刷、二つ折り形式、コート紙 86.5 kg（再生紙）以上とすること。なお、県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。

② 部数 1000部

③ 校正 文字校正2回、色校正1回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない。）

### （2）ポスター

① 規格1 B2版、多色刷、コート紙 86.5 kg（再生紙）以上とすること。なお、県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。

規格2 A4版、多色刷、コート紙 86.5 kg（再生紙）以上とすること。なお、県のグリーン購入に適用する紙とインクを使用すること。

② 部数 B2版：80部、A4版：150部

③ 校正 文字校正2回、色校正1回（欠字、誤字のある場合はこの限りでない。）

### （3）ポータルサイトデザイン

① 構成ページ数 トップページ：1ページ（PC及びスマートフォン対応）  
記事ページ（共通）：1ページ

※原則としての上記規格とするが、企画提案により変更する場合がある。また、協議によって若干の内容、数量変更となる場合はこの限りでない。

## 6 納入場所及び納入方法

- (1) パンフレット・ポスター及び製作したパンフレット・ポスターの以下に示すデジタルデータ、ポータルサイトの基本デザイン及びスマートフォンデザインのデジタルデータを「福島県土木部土木企画課」が指定する場所に納品すること。
- (2) 刷用版下データ Adobe® Illustrator 又は InDesign にて制作し、CD-R 又は DVD-R に保存の上納品すること。
- (2) PDF ファイル テキスト抽出可能なファイルを、ホームページ用とプリンター印刷用の2種類作成し、CD-R 又は DVD-R に保存の上納品すること。
- (3) 写真データ 成果物内での使用の有無に関わらず、取材等の際に撮影した全写真の画像ファイルを、DVD-R に保存の上納品すること。ただし、オフセット印刷等の2次使用を想定した画素数とすること。

## 7 納入期限 令和8年3月19日（木）

## 8 著作者人格権等の帰属

- (1) 製作された全てのデザインに係る著作権法(昭和45年法律第48号)第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- (2) 製作された全てのデザインに係る原稿、写真その他の素材の著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

## 9 著作権の譲渡

- (1) 受託者は、採用されたデザイン及び取材等の際に撮影した全写真(以下「採用デザイン等」という。)に係る著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該デザイン等の引き渡し時に県に譲渡する。
- (2) 前項に関し、次のいずれかの者に、採用デザイン等に係る原稿、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

## 10 著作者人格権

- (1) 県は、採用デザイン等を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、採用デザイン等を利用するにあたって、著作者の表示をすることを要しない。

- (2) 受託者は、県が採用デザイン等を利用するにあたり、その利用形態に応じて本著作物の拡大、縮小、色調を変更したり、一部切除したりすることをあらかじめ承諾する。ただし、県は、これらの改変であっても、採用デザイン等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- (3) 県は、(2)に掲げる以外の改変を行う場合は、あらかじめ受託者の承諾を必要とする。

## 11 保証

パンフレット・ポスターで使用するキャッチフレーズ等の登録商標に関する確認（商標権侵害の有無等）は、受託者が行い、受託者は、県に対し、製作された全てのデザイン等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

## 12 対価

製作された全てのデザイン等の作成の対価、採用デザイン等の著作権の譲渡の対価及び成果物等の納品の対価は、契約金額に含まれるものとする。

## 13 その他

### (1) 写真データの利用

県は、次に掲げる方法で納品された写真データを利用予定である。

ア ホームページ、SNSに掲載

イ 翌年度以降に作成する案内用パンフレット・ポスターへの掲載

### (2) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と協議するものとする。

その他、本仕様書に記載のない細部や業務内容については、担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。